

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺産の再分割と課税関係

Q：昨年父が死亡したため、法定申告期限までに遺産分割協議を済ませて申告しました。

しかし、最近、私の取得した土地の周辺が再開発され地価が急上昇したため、他の相続人から遺産の再分割を要求されています。再分割し、私の取得分が当初より少なくなった場合、相続税の更正の請求ができますか。

A：相続税の更正の請求はできません。

【解説】

民法上、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、何時でもその協議により遺産の分割をすることができることとされています。

しかし、いったん有効に遺産が分割されれば、相続開始の時にさかのぼって効力が生じ、その遺産はその分割により取得した人のものになります。

したがって、当初の遺産分割に無効、あるいは取消しを主張できるような瑕疵がある場合は別ですが、遺産の再分割により取得した財産は、実質的に相続人間において贈与が行われたものであって相続により取得したものではありません。

ご質問の場合、当初行った遺産分割協議に瑕疵があったなどにより改めて遺産分割の協議を行ったものではなく、単に相続した土地の地価が急騰したための理由での分割のやり直しをするものですから、その再分割により取得分が減少しても相続税の更正の請求はできません。この場合には贈与税の課税関係が生ずることになります。

